

東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間にかかる民法特例法の成立について 衆議院議員 階 猛

【はじめに】

私は、被災地である岩手県選出の衆議院議員であり、岩手弁護士会に登録する弁護士でもある。未曾有の大被害をもたらした東日本大震災の直後、私の所属する民主党では「復興ビジョンチーム」を立ち上げ、私もその一員となった。

同チームは、二重債務問題など震災に関する諸課題について、随時政府に提言を行った。その中には政府に立法措置を求めるものとして、「東日本大震災に被災した相続人を対象に、民法915条が定める相続の熟慮期間（相続の開始を知った日から3か月）を延長すること」という項目も含まれていた。

本稿は、この提言が行われてから実際に法律が成立するまでの経緯を説明し、若干の感想等を述べるものである。

【立法の理由】

相続人は、民法915条1項および921条2号により、「自己のために相続があったことを知った時から3か月以内」の熟慮期間内に相続放棄や限定承認をしないと、単純承認したものとみなされる。

このみなし単純承認は、相続財産がマイナスの場合に成立してしまうと、相続人に新たな債務を負担させる。自己固有の債務を別途有する相続人については、「世代を超えた二重ローン」が生じることになってしまう。法律に精通していない一般市民の多くは、このようなリスクを知らない。

まして、被災した相続人の場合、当時は避難所での生活が余儀なくされるなど生活が著しく混乱し、情報収集手段も制約されていた。彼らに対し、みなし単純承認制度のリスクを正しく認識し、熟慮期間内に被相続人の積極、消極財産の全体像を調査し、適切に相続放棄や限定承認を行うことを求めるのは酷である。

そこで、被災者たる相続人については、3か月の熟慮期間を一律に延長し、意図せざる単純承認の発生を可及的に防ぐ必要がある。これが、復興ビジョンチームから政府に対して熟慮期間の延長を求めた理由である。

なお、被災者たる相続人の典型例は、震災により被相続人が死亡したケースであるが、被相続人が震災前に死亡し、熟慮期間途中で震災が発生したケースについても、熟慮期間を延長すべきである。なぜなら、相続人が被災者である限りは、生活の混乱や情報収集手段の制約により、熟慮期間内に適切に相続放棄や限定承認を行うことが困難であることに変わりないからである。

【法務省との交渉】

復興ビジョンチームでは、昨年5月後半からこの問題に取り組み、民法を所管する法務省に対し、「膨大な相続が発生した3月11日から3か月が経過する6月11日より前に、熟慮期間を延長する特別法を作りたい」と要請してきた。

しかし、法務省は、民法915条1項但書により、3か月では短いという相続人は、家庭裁判所に期間伸長の申し立てができるとか、一律かつ自動的に熟慮期間を延長すると、他の相続人や利害関係人の利益を害したり、法律関係の早期安定についての公共的要請に反したりするおそれがあるとして、何らの対策も講じようとはしな

かった。

しかしながら、については、そもそも「みなし単純承認」すら十分周知されていないのに「期間伸長の申立て」を知る相続人はほぼ皆無であろうし、仮にこれを知る相続人であっても、震災や津波で生活が混乱し、移動手段も不便な中で、わざわざ熟慮期間伸長のために家庭裁判所まで出向くよう求めるのは不親切極まりない。

についても、法律関係の早期安定によって生じる他の相続人や利害関係人の利益とは、例えば、みなし単純承認によって被相続人の債権者が相続人の自由財産からも債権回収を図れることを指すと思われるが、そのような望外の利益を優先し、被災した相続人に債務負担という不利益を甘受させる合理性は見出し難い。

我々のこのような反論にもかかわらず、被災地の現状を無視して机上の空論を繰り返す法務省に対し、私のみならず復興ビジョンチームに属する議員の多くが怒りと失望を覚えていた。

#### 【議員立法の内容】

震災から3か月という節目が迫る中、復興ビジョンチームは、国対委員長など党幹部の了解を得た上で、議員立法にて熟慮期間を延長する法案を立案し、国会に提出することとした。立案の作業は私が担当し、衆議院法制局の支援を得つつ、「東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律案」を短期間でまとめた。この法案の骨子は、以下のとおりである。

震災で生活が混乱している被災地の相続人(震災当時、熟慮期間が進行中だった相続人も含む。)の熟慮期間を一律に延長し、政府によれば「生活が落ち着く頃」とされる8月末に3か月を加えた11月末をもって延長期限とする。

この法律が成立する前に熟慮期間が経過し、みなし単純承認が成立していた相続人についても、熟慮期間を復活し、上記の期限まで延長することとする。

なお、の遡及効規定を盛り込むことにより、法案の成立が6月12日以降にずれ込んでも実害が生じないようにした。

#### 【審議から採決まで】

当時は、菅内閣への不信任案を野党が国会に提出するなど、与野党の対立が激化して国会は空転しがちであった。多くの法案は国会に提出されても審議入りの目途が立たない状況であった。しかし、この法案については、岩手弁護士会など各方面からの要望活動の成果もあり、立法の必要性について与野党問わず多くの議員の知るところとなっていた。

私自身も、審議入り前には野党の国対幹部や法務部門の責任者に度々法案の説明を行い、協力を得られるよう努力した。結果、衆議院では、6月15日に法務委員会で審議入りし、その日のうちに同委員会と本会議において全会一致で採決された。翌16日には参議院の法務委員会で審議と採決、17日の参議院本会議では全会一致で採決と、わずか3日間のスピード審議で法案が成立した。

衆参の法務委員会では、私と辻恵衆議院議員が答弁に立った。弁護士出身の野党議員などから、「本来の熟慮期間を考慮せず一律に11月末を延長期限とするのは不平等だ」とか、「一度熟慮期間が終わって確定した法律関係を覆すのは不意打ちに当たる」といった、憲法に絡んだ重要な指摘もあった。

答弁では、「過剰救済を受ける人が生じるとの批判もあるだろうが、救済が必要な大多数の人を救うためにやむを得ない」と述べ、非常時の対応であることを強調した。

みんなの党の桜内参議院議員からは、冒頭で「大変いい仕事をされていらっしゃる敬意を表したい」との過大な言葉を頂き、それまでの苦勞が報われる思いだった。

【終わりに】

東日本大震災のような非常時には、政府から予算、法案など多数の議案が国会に上程されるため、与党議員としては、政府提出の議案を速やかに成立させることに注力するのが本来の姿であろう。

一方で、議院内閣制の下、与党議員は、各方面からの要望などを聴取する中で緊急に対応すべき立法課題が判明すれば、その都度政府に対して立法措置を求める権利があるはずである。ところが、被災相続人の相続熟慮期間を延長する本件の法案については、緊急に対応すべき立法課題であるにもかかわらず、所管府省たる法務省の感度は極めて鈍かった。

結果、議員立法での対応を余儀なくされたわけであるが、他の府省に比較して法務省においてこのような問題が起きやすいと感じる。おそらくは、法務省の主要幹部が同省のプロパー職員ではなく、裁判所や検察庁から出向してきた法曹によって占められていることが要因の一つになっていると思われる。

司法の独立という意識をひきずったまま法務省という官僚組織に入るがゆえに、政府与党の意見に耳を傾ける意識が希薄になるのではないか。法務省の人事制度は、見直す必要がある。

以 上